

# まちづくり基本条例

仮称の制定に向けて

第2回

9月号で、まちづくり基本条例の策定に着手したことをお知らせしましたが、今月号からは、主に策定検討委員会での協議内容を中心にお知らせします。

## 基本条例の全体構造が議論されました

第2回策定検討委員会（8月22日）を開催し、基本条例の全体構造を議論しました。

会議には、当日、講演会をお願いした北海学園大学教授の横山純一先生にも加わっていただきアドバイスをいただきました。

議論された条例の構造は下の図のとおりで、最初に「前文」がきて、次に「目的」、「定義」を定めます。

第3章から第8章までは、基本条例に不可欠な事項を盛り込むこととしました。

その内容は、「情報の

共有」、「参画と協働」、「町民」、「町議会」、「町長等」、「町政運営の原則」です。第9章からは、町独自の

事項を盛り込むこととしました。独自の項目として出されたキーワードは、「子育て」、「医療」、「自然環境」、「エネルギー」、「研究所、研究環境」、「水・地下水」、「若い人に魅力あるまちづくり」、「男女共同参画」、「高速通信網の整備」等です。これらの言葉をどう盛り込むかは今後議論されます。

独自項目を検討する際、町長の政策的なものをどうするかという議論

をどうするかという議論



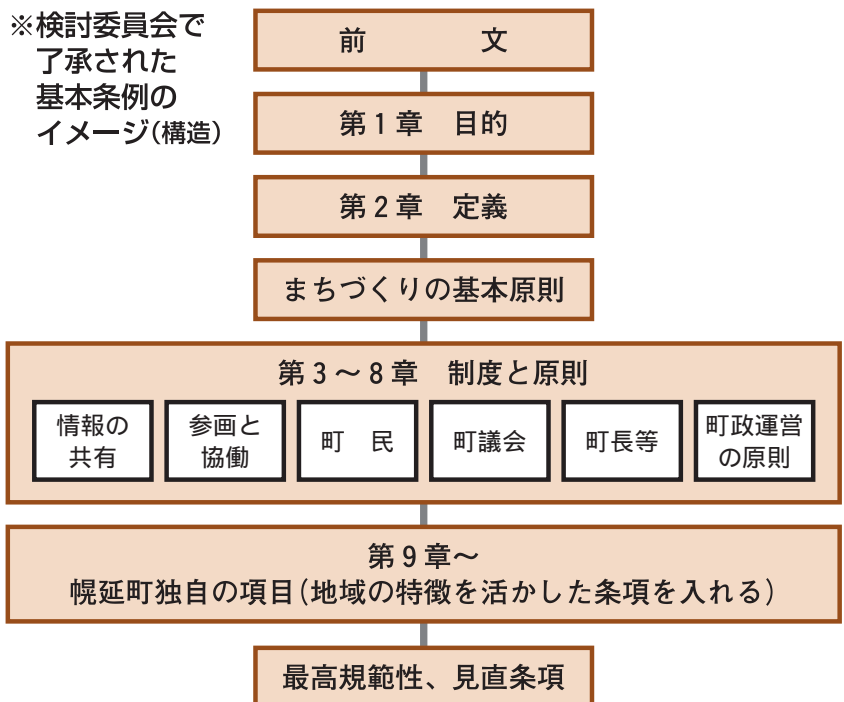
がされましたが、「町民全体に浸透されているものについては盛込んでいかまわらないのでは」、「意見が分かれているものは、条例の中に見直し条項を入れて、町民の大多数の支持が得られた段階で入れている」との議論がされました。

先生からは、会議全体の進め方を含め次のとおり貴重なご意見をいただきました。

① 第3章から8章については、自分の町をどうしたらよいかという議論が必要。

② 条例は、住民の皆さん

※検討委員会で了承された基本条例のイメージ(構造)



③ 都市部の実態に合っていないもの、今の幌延町の実態に合わないものは入れる必要はない。

④ 議会の項目については意見の分かれるところ。よく議会と協議を。

よく議会と協議を。

委員会の協議内容は概要版を町のホームページで公開しています。協議内容や基本条例全般についてご意見をお寄せ下さい。お問い合わせ先 総務課総務財政グループ

05-1111